

2021 年度課外掲示板使用細則

学友会中央事務局(BKC)

・対面での活動に関する掲示物の掲示は、学生オフィスより対面での活動再開が認められた団体のみ可能とする。また、対面での活動再開が認められていない団体に関しては、対面での活動・企画の宣伝に当たらないもののみ、掲示を許可する。

・掲示板では、オンライン活動及び対面活動の掲示区分を守って掲示すること。

・掲示作業については、一名もしくは必要最小限の人数で行い、感染症拡大防止に最大限注意を払うこと。

・掲示に際しては、学友会ホームページ上のフォームより、掲示予定物 1 部を学友会中央事務局まで提出してから掲示すること。

上記項目を満たしていない掲示物は中央事務局及び学生オフィスが団体に対し警告なく破棄・撤去を行う。

以上